

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年9月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500130 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500059 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 58 年 4 月 21 日から同年 5 月 8 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

昭和 58 年 4 月 21 日から同年 5 月 8 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和 58 年 4 月 21 日から同年 5 月 8 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月 21 日から同年 5 月 8 日まで

私の A 事業所における退職日は、当初、昭和 58 年 4 月末の予定だったが、当時の上司と協議し、同年 5 月 7 日まで勤務したことを記憶しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が「昭和 58 年 4 月 21 日」となっていることに納得できない。今回提出した給与明細書からも、請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除が確認できるはずなので、調査の上、被保険者資格の喪失日を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、請求者の直属の上司は、請求期間当時、業務の都合により、請求者に対し、昭和 58 年 5 月 10 日頃まで勤務するように依頼したと陳述している上、複数の同僚は、請求者が同年 5 月上旬頃まで勤務していたと陳述している。

また、請求者の保管する昭和 58 年 5 月の給与明細書によると、請求者の出勤日数の欄に「82.00 時間」と記載されていることが確認できること、A 事業所の給与の締め日に係る回答及び前述の同僚の請求期間における 1 日の勤務時間に係る陳述から判断すると、請求者の同事業所における退職日は、昭和 58 年 5 月 7 日であったと考えることが自然である。

さらに、前述の給与明細書によると、昭和 58 年 4 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A 事業所は、当該給与明細書において、同年同月分の厚生年金保険料を控除していることを認めている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和 57 年 5 月から同年 7 月の給与明細書における報酬額に基づき決定される標準報酬月額及び前述の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から 16 万円とすることが必要である。

なお、A 事業所が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を行ったかは不明であるものの、厚生年金保険料については社会保険事務所（当時）に納付したと回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500134 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500060 号

## 第 1 結論

昭和 38 年 2 月 1 日から昭和 39 年 4 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 事業所 (現在は、B 社) C 支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正 9 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から昭和 39 年 4 月 1 日まで

私の夫は、請求期間において、A 事業所 C 支社に D 職として勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。夫の請求期間当時の勤務状況等については婚姻前であったことから、明確には分からないが、当時の身分証明書及び通勤証明書を提出するので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された A 事業所 C 支社に係る訂正請求記録の対象者の身分証明書及び同社の厚生年金保険被保険者名簿により請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、訂正請求記録の対象者が同社に D 職として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 事業所の承継事業所である B 社は、当時の被保険者名簿が残っており、社会保険に加入させていた者が記載されているが、当該名簿には、訂正請求記録の対象者の氏名は確認できない上、D 職の中には、勤務時間及び勤務日数の調整により、厚生年金保険の加入の対象外とする者がいた旨回答している。

また、前述の同僚のうち複数の者は、「当時、内勤の正社員は厚生年金保険に加入する取扱いだったが、D 職は出来高制であり、毎月の給与に変動があることから厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿によると、請求期間において訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、被保険者の整理番号に欠番はない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500146 号  
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1500002 号

## 第 1 結論

昭和 28 年 7 月 6 日から昭和 36 年 12 月 22 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 28 年 7 月 6 日から昭和 36 年 12 月 22 日まで

私は、A 社を退職後、知人から国民年金には必ず加入することや脱退手当金を受け取ってはいけないことなどについて助言を受けていたことから、昭和 38 年頃に同社に対して国民年金の加入方法などを確認するための手紙を送った記憶があるところ、A 社からの送金のお知らせが届き、最寄りの郵便局で受け取った。

しかし、送金のお知らせの添付書類には脱退手当金の記載はなかったと記憶しており、当時、私は脱退手当金を受領する意思もなく受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 47 年 3 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が請求期間と重複する昭和 36 年 4 月以降であることを踏まえると、その時点で、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、請求者の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、昭和 38 年 1 月 21 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の支給庁に回答した記載が確認できる。

さらに、請求者の脱退手当金は、昭和 38 年 8 月 3 日に支給決定されていることが確認できるところ、請求者は、「昭和 38 年頃に、会社からの送金を郵便局で受け取った。」と陳述しており、請求内容の時期と脱退手当金の支給時期がおおむね一致している。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。